

第1章 計画の概要

▶ 1 計画の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあります。平成14（2002）年には285万4,061件にまで達しましたが、平成15（2003）年に減少に転じて以降、17年連続で減少しており、令和元（2019）年は74万8,559件と戦後最少を更新しました。

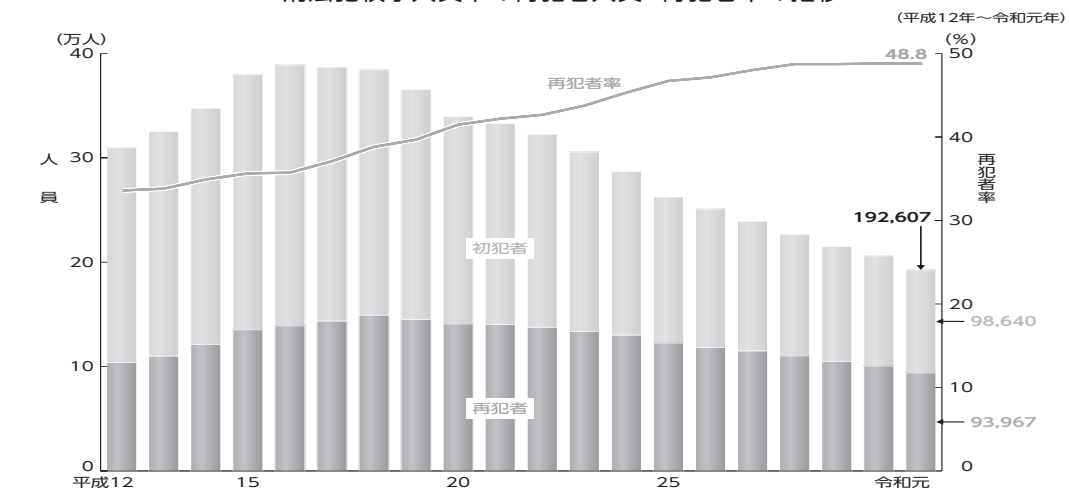
一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18（2006）年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人数も減少し続けていることから、平成30（2018）年の検挙者に占める再犯者の割合は48.8%と、昭和47（1972）年以降最も高くなり、令和元（2019）年も同じ割合となりました。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居が確保できずに矯正施設を出所する者、薬物等への依存のある者、高齢者や障害者等、様々な課題を抱える場合があります。こうした人達が再び犯罪をするのを防ぐためには、社会に復帰した後、地域で孤立させない「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が緊密に連携協力して行うことが重要となります。

平成28（2016）年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28（2016）年法律第104号）（以下、「再犯防止推進法」という。）が制定、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

そこで、本市においても、再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「さいたま市再犯防止推進計画」を策定します。

刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による。
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出典：令和2年版犯罪白書

▶ 2 国や埼玉県のこれまでの状況

全国の刑法犯の認知件数は、平成8（1996）年以降増加し続け、平成14（2002）年に最多となりました。これを受け、国は平成15（2003）年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた結果、平成15（2003）年以降の刑法犯認知件数は毎年減少しています。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18（2006）年に最多となりました。また、平成19（2007）年版犯罪白書では、全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって、約6割の犯罪が行われていること等が示され、国民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されました。

国においては、再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになったことを受け、平成24（2012）年7月に、刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」を犯罪対策閣僚会議で決定し、平成25（2013）年12月には、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進を盛り込んだ「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定しました。

また、平成26（2014）年12月には、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を犯罪対策閣僚会議で決定し、さらに、平成28（2016）年7月には、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～」を決定しました。

こうした取組に基づき、刑法犯認知件数、再犯者数はともに減少してきましたが、初犯者の減少と比べて再犯者の減少が緩やかであることから、検挙者に占める再犯者の割合は一貫して上昇し続け、平成30（2018）年に、統計を取り始めた昭和47（1972）年以降最も高い48.8%となりました。

このような中、平成28（2016）年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯防止推進法」を制定、施行しました。また、平成29（2017）年12月に、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の再犯防止推進計画を策定しました。

さらに、令和元（2019）年12月には「再犯防止推進計画加速化プラン」を犯罪対策閣僚会議で決定し、満期釈放者対策の充実強化や地方公共団体との連携強化等、より重点的に取り組むべき課題に対応した取組をより一層推進することとしました。

埼玉県においては、平成22（2010）年5月に「埼玉県地域生活定着支援センター」を設置し、刑務所等の出所後も帰住先のない高齢者や障害者等の福祉の支援を必要とする者に対して、出所後の円滑な社会復帰を果たすための調整等を行っています。

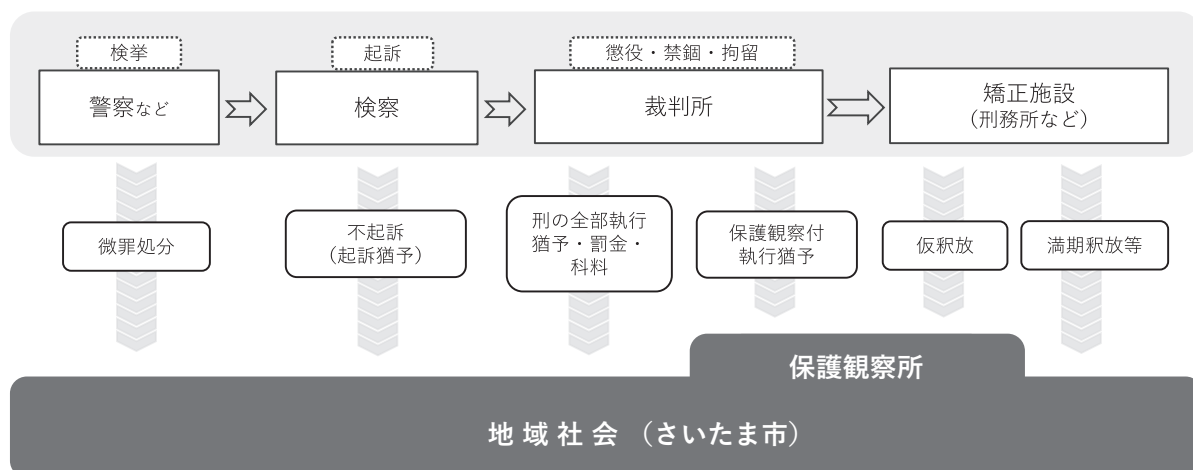
▶ 3 定義

再犯防止推進法では、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者と規定されています。これには、矯正施設を退所した者だけではなく、警察で微罪処分になった者や検察で不起訴処分（起訴猶予）となった者、裁判所で刑の執行を猶予された者、保護観察に付された者等も含まれます。

犯罪をした者等の多くは、矯正施設に入所することなく地域社会に戻ることとなりますが、そうした人達の中にも、社会復帰に向けて支援を必要とする人がいます。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）と規定されています。

刑事司法手続きと地域社会へ戻るイメージ

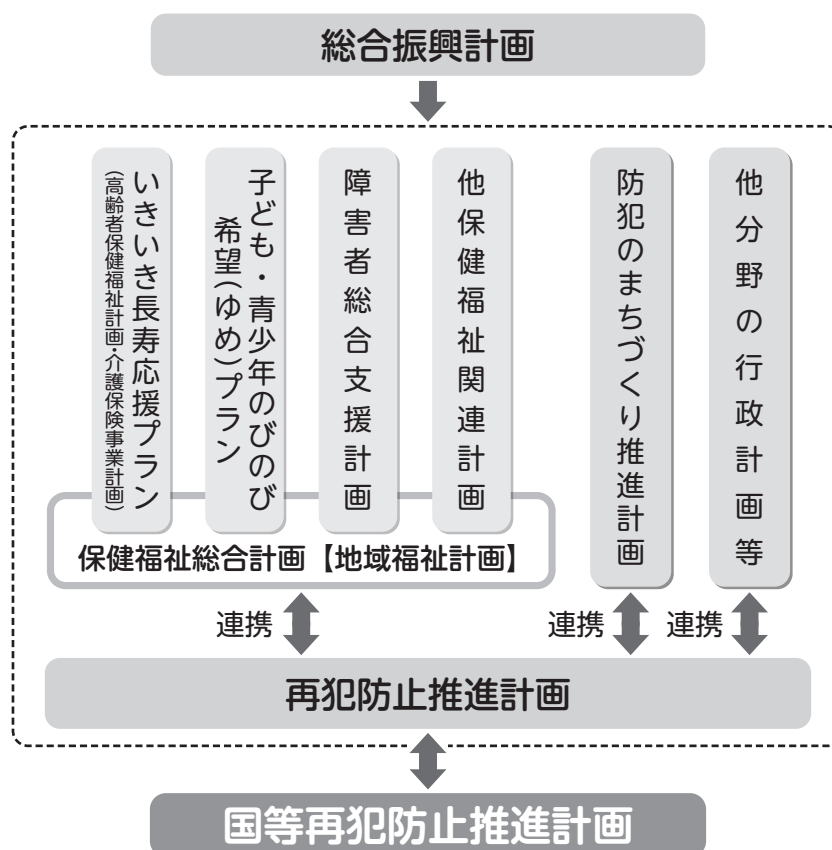


▶ 4 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、本市の市政運営の最も基本的かつ総合的な指針である「さいたま市総合振興計画」のもと、「さいたま市保健福祉総合計画」をはじめ、関連する行政計画とも連携しながら、再犯防止推進法や国等の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進を図ります。

そこで、本計画における施策では、再犯の防止等を目的としている取組のほか、犯罪をした者等か否かに関わらず、従前から市民に提供している各種サービスや事業等で、再犯の防止等に資する取組や、副次的な効果として再犯の防止等につながる可能性がある取組についても、推進を図ります。



▶ 5 計画の基本目標

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援を推進することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目指します。

▶ 6 計画の基本方針、重点項目

基本目標の実現に向け、本市は市民に身近な行政機関として、再犯の防止等に関する取組を推進するため、次の5つを基本方針とします。なお、国等と連携した施策の推進を図るため、国の再犯防止推進計画に掲げられている基本方針を踏まえたものとします。

<基本方針>

- 1 国等の関係機関や民間の団体等との緊密な連携協力を確保し、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。
- 2 国等との適切な役割分担を踏まえて、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげます。
- 3 再犯の防止等に関する取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。
- 4 犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をする等して、社会情勢等に応じた取組を実施します。
- 5 再犯の防止等に関する取組を広報すること等により、広く市民の関心と理解を醸成します。

また、これらの基本方針を踏まえて、次の重点項目に取り組みます。

<重点項目>

- 就労・住居の確保等のための取組
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組
- 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

▶ 7 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。